

工事前申請必要書類			
	注意事項	HP掲載	
1	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書	申請者欄には、居宅要介護・要支援被保険者の氏名を記入すること。	○
※	承諾書	改修する住宅の所有者が 当該被保険者と異なる場合、必要となる。	○
2	工事見積書	工事施工事業者の社判の押印、 見積作成年月日・見積有効期限の記載がされていること。	× (工事施工事業者等が作成)
3	工事図面(平面図)	工事図面に施工箇所を明記すること。	× (工事施工事業者等が作成)
4	工事写真(工事前)	撮影日が記載され、施工予定箇所の状況がわかる写真を撮影すること。 ※手すりを設置する場合には、設置予定箇所を写真に記載し、 段差解消の場合には、段差にメジャーをあて、高さがわかる写真を撮影すること。 また、浴槽を交換する場合には、浴室及び浴槽の両側からメジャーをあて、 深さがわかる写真をそれぞれ撮影すること。	× (工事施工事業者等が作成)
5	理由書	有資格者のみ記入可能となる。 該当資格の詳細は、※「理由書を作成できる方」を参照すること。	○
※	資格証明(写し)	介護支援専門員を除き、 理由書作成者の保有資格を証明するものの写しが必要となる。	×
※	住宅改修費受領委任状	受領委任払いによる支給を希望する場合、必要となる。	○
※	介護保険住宅改修における同意書	現在、支給対象者ではない方が、事前申請をする場合、必要となる。	○

完了報告必要書類			
		注意事項	HP掲載
1	完了届	申請者欄には、被保険者の氏名を記入すること。 工事着工日、工事完了日を記載すること。	○
※	委任状	完了届に記載された振込先口座名義人が 当該被保険者と異なる場合、必要となる。	○
※	申立書	当該被保険者が死亡した場合、必要となる。 また、申立書を提出する場合、委任状を提出する必要はない。	○
2	領収書	写しを提出する場合、 提出時、原本と写しに差異がないかどうかを確認するため、 原本と写しを併せて持参すること。	× (工事施工事業者等が作成)
※	請求内訳書	事前申請時に提出した工事見積金額と異なる場合、必要となる。	× (工事施工事業者等が作成)
3	工事写真 (工事後)	撮影日が記載され、施工箇所の状況がわかる写真を撮影すること。 また、事前申請時に提出した工事写真と同じ角度で撮影すること。	× (工事施工事業者等が作成)